

仕 様 書

1 業務名

女性消防吏員の増員に向けたWEB広告制作及び運用業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

3 業務内容

以下のとおり、ディスプレイ広告及びリスティング広告（検索連動型広告）を制作及び運用すること。

なお、本業務は女性をメインターゲットとしているが、広報効果を高めるために、すべての性別に対応可能な制作及び運用を行うこととする。

(1) 広告の制作

ア 概要

女性消防吏員の増員に向け、就職先検討中の学生等を、下記 URL に示す消防吏員業務紹介ページへ誘導できるよう、閲覧する者の関心を引く静止画広告及びテキスト広告を制作する。

【URL】 <https://www.city.sapporo.jp/shobo/saiyo/interview.html>

イ 広告制作

(ア) ディ스플레이広告用

委託者から提供する画像データ等を使用し、掲載先のウェブサイトに適合するよう、静止画広告を制作すること。なお、製作する静止画広告は1種類、5サイズ（300×250、728×90、160×600、320×50、300×600）とする。詳細は委託者と受託者が協議の上決定すること。

(イ) リスティング広告用

リスティング広告用のテキストを制作するほか、検索キーワードの設定を行うこととし、内容は委託者と受託者が協議の上決定すること。

(2) 広告の運用

ア Google ディ스플레이広告

配信エリア	北海道、東北地方全域及び関東地域全域
配信デバイス	スマートフォン、パソコン、タブレット
セグメント設定	性別：すべて 年齢：18歳～34歳
配信期間	令和6年1月下旬の委託者が指示する日から令和6年2月下旬の期間内で連続した30日間を原則とする

イ リスティング広告

配信エリア	北海道、東北地方全域及び関東地域全域
配信デバイス	スマートフォン、パソコン、タブレット
セグメント設定	性別：すべて 年齢：18歳～34歳
配信期間	令和6年1月下旬の委託者が指示する日から令和6年2月下旬の期間内で連続した30日間を原則とする

(3) その他

ア ディスプレイ広告及びリスティング広告はGoogleのディスプレイ広告及びGoogleのリスティング広告を行うものとする。

イ 上記(2)ア及びイの広告について、Googleに支払う運用期間中の配信費用の合計を60万円（税抜き）とし、期間中に使い切ること。なお、60万円（税抜き）はGoogleに支払う金額であり、広告運用にかかる設定費や運用手数料等は含まないものとする。

ウ 広告の配信期間は30日間を原則とするが、日数に変更が生じる場合は、委託者に報告し、必ず了承を得ること。

エ 委託者は、各広告の運用に必要なすべての設定や手続きを行うこと。

オ 各広告のセグメント設定は基本的な項目のみを記載しているため、別途必要な項目について、委託者と受託者が協議の上設定すること。

カ 運用を行う中で、広告のクリックの傾向を把握し、より高い効果の見込める運用手法を常に模索した上で、委託者に提案し、協議の上運用手法の変更を検討すること。

キ Google広告のポリシー等により、広告を配信できない事態が発生した場合や、その他不測の事態が発生した場合は、委託者と受託者が協議の上処理すること。

(4) 広告運用結果の報告

以下の報告（任意様式）を行うこと。

ア 定例報告（1週に一度）：広告表示数、クリック数、配信費用等が分かり、状況確認を行うことができるもの。

イ 全体総括（配信期間終了後）：配信期間中の広告配信結果の総括。

4 成果の帰属及び秘密保持

(1) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 受託者は、成果品一式をDVD-R等に保存した電子データで納品すること。

(3) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(4) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

- (5) 受託者は、成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

5 完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

6 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上処理する。
- (2) 本業務の履行にあたり事故等があった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。
- (3) WEB 広告の運用に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

7 担当

札幌市消防局総務部職員課職員係 佐藤
札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 消防局庁舎 4 階
TEL : 011-251-2020 FAX : 011-281-0101
shokuin.shobo-shokuin@city.sapporo.jp